

個人情報保護法制化専門委員会

- ヒアリング資料 -

平成 12 年 6 月 30 日

総 務 庁

行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報 の保護に関する法律(昭和63年法律第95号)の概要

目的

この法律は、行政機関における個人情報の電子計算機による処理の進展にかんがみ、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報(注1)の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益(注2)を保護することを目的(第1条)

(注1) 手作業(マニュアル)処理に係る個人情報は対象としていない

(注2) 電子計算機処理に係る個人情報の取扱いによって侵害されるおそれのある、あるいは個人情報の取扱いに伴って保護する必要のある個人の権利利益一般である

対象機関

国の行政機関(国家行政組織法第3条第2項)

法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関(人事院)

* 地方公共団体、独立行政法人及び特殊法人については、本法を直接適用せず、本法の規定に基づく国の施策に留意しつつ必要な措置を講ずる旨規定

(第26条、第27条)

対象情報及び定義

電子計算機処理に係る個人情報

* 「個人情報」: 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの

個人情報ファイル

一定の事務の目的を達成するために体系的に構成された個人情報の集合物であつて、電子計算機処理を行うために磁気テープ等に記録されたもの

処理情報

個人情報ファイルに記録されている個人情報

保護措置の骨格 中間整理における基本原則との対比

中間整理における基本原則	個人情報保護法
<p>(1)利用目的による制限 個人情報、その利用目的が明確にされ、明確にされた利用目的に関連して必要な範囲で取り扱われること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用目的の明確化には、利用目的が変更された場合の明確化も含む。 ・利用目的の変更可能な範囲の限界について、引き続き検討する。 ・第三者に対する目的外の提供の制限について、引き続き検討する。 	<p>第4条（個人情報ファイルの保有） 行政機関は、個人情報ファイルを保有するに当たっては、法律の定める所掌事務を遂行するために必要な場合に限り、かつ、できる限りその目的を特定。</p> <p>保有目的等については、総務庁長官に事前に通知するとともに、総務庁長官は、これを官報で公示。（第6条、第8条）</p> <p>第9条（処理情報の利用及び提供の制限） 処理情報は、法律の規定に基づき保有機関の内部において利用し又は保有機関以外の者に提供しなければならないとき、本人の同意があるとき等を除き、ファイル保有目的以外のための目的に利用し又は提供してはならない。</p> <p>目的外利用・提供の状況は、総務庁が毎年実施している施行状況調査の際フォローし、公表。</p> <p>第10条（受領者に対する措置要求） 保有機関の長は、保有機関以外の者に提供される処理情報が、提供目的以外に使用されること、また、漏洩、滅失、き損等することを防止するため、処理情報の提供を受けた者に対し、使用方法の制限等必要な制限を付し、安全確保の措置を求める。</p> <p>総務庁は、「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の安全・正確性確保の措置に関する指針」を策定し、各省庁に通知（元年9月）しているが、同指針では、第三者へ提供する場合の留意事項（使用目的、使用する個人情報の範囲等についての覚書の取り交わし、安全確保措置の確認等）を列挙。</p>
<p>(2)内容の正確性の確保 個人情報は、正確な内容に保たれること。</p>	<p>第5条（個人情報の安全確保等）第2項 行政機関の長は、ファイルの保有目的に必要な範囲内で、処理情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。</p> <p>上記「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の安全・正確性確保の措置に関する指針」に基づき、各省庁は必要な安全・正確性確保のための措置を実施。</p>
<p>(3)適正な方法による取得 個人情報は、法令に違反しないよう、かつ、適正な方法で取得されること。</p>	<p>行政機関においては、法律による行政の原則により、法令に違反するような取得や適正でない方法による取得が禁止されるのは当然。</p>

	<p>行政機関が個人情報ファイルを保有する際には、ファイルの名称、保有目的とともに、収集方法についても、総務庁長官に通知。(第6条)</p> <p>なお、諸外国の例をみても、例えば、公的部門を対象としたアメリカやカナダのプライバシー法では、このような規定はない。また、ドイツの連邦データ保護法では、民間部門については、「信義誠実にかつ適切な方法で収集されなければならない」という規定があるが、公的部門についてはない。</p>
<p>(4)安全保護措置の実施 個人情報は、適切な安全保護措置を講じた上で取り扱われること。</p>	<p>第5条(個人情報の安全確保等)第1項 行政機関の長は、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>第11条(個人情報処理等の受託者の責務) 個人情報の処理等の委託を受けた事業者も安全確保の措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>第12条(個人情報処理等に従事する者の義務) 個人情報の電子計算機処理等に従事する者は(受託者も含む。)業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。</p> <p>12条に違反して個人情報の漏洩等を行った者は、国家公務員法上の守秘義務違反による罰則(1年以下の懲役又は3万円以下の罰金)法令遵守義務違反による懲戒処分の対象。</p> <p>上記「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の安全・正確性確保の措置に関する指針」においては、保護管理者の設置等管理体制の整備、個人情報の管理を行う上での技術的な留意点、個人情報を第三者に提供する場合あるいは個人情報の処理等の業務委託を行う場合の留意点等行政機関が講ずべき保護措置を列挙。 各省庁は、この指針に基づき必要な措置を実施。</p>
<p>(5)透明性の確保 個人情報は、その取扱いに関し、個人が自己の情報の取扱い状況を把握しうる可能性、及び必要な関与をしうる可能性が確保されること。</p>	<p>第7条(個人情報ファイル簿の作成及び閲覧) 保有機関の長は、個人情報ファイル簿を整備し、一般の閲覧に供しなければならない。</p> <p>ファイル簿に記載する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報ファイルの名称 ・保有機関及び使用している組織の名称 ・保有目的、記録項目及び記録範囲 ・収集方法 ・処理情報の経常的提供先 ・開示請求を受ける組織の名称、所在地 等

	<p>第 8 条（個人情報ファイルの公示） 総務庁長官は、少なくとも毎年 1 回、事前通知を受けた事項等について、官報で公示しなければならない。</p> <p>第 13 条（処理情報の開示） 何人も、保有機関の長に対し、自己を本人とする処理情報について、開示を請求することができる。保有機関の長は、開示請求があったときは、書面により開示しなければならない。</p> <p>第 14 条（処理情報の不開示） 保有機関の長は、不開示決定をしたときは、その旨及び理由を記載した書面を開示請求者に交付しなければならない。</p> <p>不開示決定に不服がある場合は、法第 20 条の苦情の申し出、行政不服審査法に基づく不服申立、行政事件訴訟法に基づく訴訟の提起を行うことができる。</p> <p>第 17 条（処理情報の訂正等） 保有機関の長は、処理情報の開示を受けた者から訂正等の申出があったときは、必要な調査を行い、その結果を通知する。（通知内容に不服があるときは、再調査の申出をすることができる。）</p> <p>行政機関の長は、ファイルの保有目的に必要な範囲内で、処理情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。（第 5 条）</p> <p>第 20 条（苦情処理） 保有機関の長は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努める。</p>
--	---

総務庁長官による資料提出・説明要求、意見陳述

- ・個人情報保護に関する事務の実施状況について、行政機関の長に対し資料の提出及び説明を求めることができる（第 21 条）
- ・個人情報の取扱いに関し、内閣総理大臣又は行政機関の長に対し意見を述べる
ことができる（第 22 条）

罰則

偽りその他不正の手段により開示を受けた者は、10 万円以下の過料(第 25 条)

統計調査に係る個人情報の取扱いについて

1. 政府統計は、行政の適切な運営、個人や企業の社会経済活動などにとって必要不可欠なものであり、正確な統計を作成するためには、必要に応じ迅速かつ適切な統計調査を行う必要がある。統計は、集計などの処理を経て、最終的には数字として扱われるものであるが、統計を作成するに当たっては、中間整理の2定義(1)にいう「個人情報」を収集し処理しているものが少なくない。さらに、このような情報は、その内容の専門性、技術性や正確性の確保、調査の効率的な実施などのため、直接個人からではなく、これらの情報を管理している組織（例えば、企業、学校、病院などであり、中間整理の2定義(3)にいう「事業者」に当たると考えられるもの）を調査客体として収集される場合も少なくないところである。
2. 1. の後段でいうような統計調査については、中間整理の5でいう事業者が遵守すべき事項として、政府の実施する統計調査に対応するものとして情報を提供する際、データ主体に知らしめまたは同意を得ることとすると、正確な回答が得られなかったり、調査が極めて非効率、不完全なものとなるなど、統計調査そのものの実施が困難となるおそれがある。
3. また、統計調査により収集された個人情報については、専ら統計作成の目的に使用されるものであり、個人が識別されない状態で使用されることが前提とされているものであるが、統計法においては、秘密の保護や目的外使用の原則禁止などまさに個人情報を保護するための措置が講じられているところであり、さらには、統計調査の実施においても、統計法等において、指定統計及び承認統計については総務庁長官の承認を受けることとされ、届出統計については総務庁長官への届出が義務づけられるなど、その手続が厳格に定められているところである。

なお、現行の「個人情報保護法」においても、統計を作成するために集められた個人情報については、同法の適用除外となっているところである。
4. 以上のように、統計調査により収集された個人情報については、その保護措置等が統計法等により厳格に定められているところであり、今回の個人情報保護法制の適用除外範囲の検討においても、その点は十分に考慮される必要があるものとする。

《 参 考 資 料 》

(参考 1) 個人情報ファイル簿の例	1
(参考 2) 公示対象個人情報ファイル数	3
(参考 3) 公示対象個人情報ファイル一覧	4
(参考 4) ファイル保有目的外の利用・提供の状況	8
(参考 5) 個人情報ファイル別開示請求の状況	10
(参考 6) 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律 (昭和 63 年法律第 95 号)	11
(参考 7) 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の安全・正確性確保の 措置に関する指針	17

【個人情報ファイル簿の例】

恩給等受給者データベース

個人情報ファイルの名称	恩給等受給者データベース
保有機関の名称	総務庁
個人情報ファイルが使用に供される事務をつかさどる組織の名称	恩給局総務課、経理課、審議課、第一課、第二課、業務課
ファイル保有目的	恩給及び国会議員の互助年金（以下「恩給等」という。）の裁定、年額改定及び統計作成に使用する。 恩給等受給権調査に使用する。 高額所得がある場合の恩給等の停止に使用する。 恩給等の支給に使用する。
ファイル記録項目	1 証書記号番号、2 氏名、3 生年月日、4 続柄、5 退職当時の階級、6 退職年月日、7 在職年数、8 実在職年、9 加算年、10 基礎在職年数、11 算出率、12 除算年、13 前証書記号番号、14 前証書廃止年月日、15 前証書廃止事由、16 給与起算初月、17 公務員の死亡年月日、18 支給局番号、19 職権改定年度、20 恩給等支給開始年月、21 恩給等支給終了年月、22 恩給等年額、23 家族加給者の氏名、24 家族加給者の員数、25 家族加給者の続柄、26 家族加給者の生年月日、27 関連併給恩給等記号番号、28 障害の程度、29 前恩給等の障害の程度、30 同順位者の員数、31 同順位者の生年月日、32 他の公的年金受給の有無、33 特別加給率、34 住所、35 支払方法、36 貯金通帳記号番号、37 源泉徴収の控除対象配偶者区分、38 扶養親族の人数、39 支給額、40 税額、41 差止事由、42 差押え額、43 充当設定年月日、44 要充当額、45 充当解除年月日、46 定期・随時区分、47 支払額、48 払渡年月日、49 過誤払事由、50 過誤払事由発生年月日、51 過誤払額、52 失権時給与金額、53 失権時給与金期間
ファイル記録範囲	年金である恩給及び国会議員の互助年金の受給者
処理情報の収集方法	本人からの恩給請求書等、郵政省からの年金恩給払済通知等
処理情報の経常的提供先	四谷税務署長、厚生省社会・援護局、郵政省貯金局、恩給等受給者の住所所在の市町村の長、国民生活金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、平和祈念事業特別基金
開示請求を受理する組織の名称及び所在地	総務庁恩給局総務課 〒162- 22 東京都新宿区若松町19- 1
他の法律又はこれに基づく命令の規定による、処理情報の内容が記載された書類の本人への交付等	1 から 4 まで、13、16、18、20 から 24 まで、28 から 30 まで、34、35、39、40、42、44、47 及び 51 から 53 までの各ファイル記録項目の内容は、恩給給与規則（大正 12 年勅令第 369 号）又は恩給給与細則（昭和 28 年総理府令第 6 号）の規定により、恩給証書、裁定通知書、支払通知書又は失権時給与金支給決定通知書に記載され、既に本人に交付されている。 1 から 4 まで、16、18、20 から 22 まで、34、35、39、40、42、44、47 及び 51 から 53 までの各ファイル記録項目の内容は、国会議員互助年金法施行令（昭和 3 年政令第 14 号）又は国会議員互助年金法施行規則（昭和 3 年総理府令第 4 号）の規定により、互助年金証書、互助年金裁定通知書、支払通知書又は失権時給与金支給決定通知書に記載され、既に本人に交付されている。 1 から 3 まで、34 及び 37 から 40 までの各ファイル記録項目の内容は、所得税法（昭和 40 年法律第 3 号）及び所得税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 1 号）の規定により、公的年金等の源泉徴収票に記載され、既に本人に交付されている。

運転者管理ファイル

個人情報ファイルの名称	運転者管理ファイル
保有機関の名称	警察庁
個人情報ファイルが使用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	交通局運転免許課
ファイル保有目的	運転免許証の交付及び更新、運転免許の取消及び停止等運転免許事務の適正な遂行を確保する。
ファイル記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4本(国)籍、5住所、6免許証番号、7有効年、8交付年月日、9免許年月日、10免許の種類、11免許の条件等、12違反、事故及び事案(重大違反唆し等、道路外致死傷に係るもの)の発生年月日、13事案点数、14累積点数、15違反名、16違反種 ・車両、17路線名、18事故類型、19(1) 処分年月日時 (2)手配年月日、20(1) 処分公安委員会 、(2)手配公安委員会、21処分種別、22停止処分日数、23停止処分短縮日数、24事案名、25違 反者講習済年月日、26運転練習の方法、27取消処分日数、28住所変更年月日、29再交付年月日 、30最終違反年月日、31最終事故年月日、32最終事案(重大違反唆し等、道路外致死傷に係る もの)年月日、33初心期間終了年月日、34初心講習済年月日、35再試験合格年月日、36取消処 分者講習受講年月日、37初心取消年月日
ファイル記録範囲	<ul style="list-style-type: none">・現に運転免許を受けている者・運転免許が失効している者で違反行為等をしたことのない者は3年間、違反行為等をした者は8年間、拒否又は6ヶ月以上の運転禁止処分を受けた者は永久。・被取消処分者は永久、ただし、申請により運転免許の取消を受けた者で、違反行為等をしたことのない者は5年間、違反行為等をした者は8年間、拒否又は6ヶ月以上の運転禁止処分を受けた者は永久。・死亡により運転免許が取消された者で、違反行為等をしたことのない者3年間、違反行為等をした者は8年間。・現に運転免許を受けている者、死亡により運転免許が取消された者以外の者は、その運転免許に係る者の年齢が100歳になるまで。・無免許運転違反をした者、国際運転免許証等を所持する者で違反行為等をした者は8年、拒否又は6ヶ月以上の運転禁止処分を受けた者は永久。
処理情報の収集方法	都道府県公安委員会からの報告
処理情報の経常的提供先	都道府県公安委員会
開示請求を受理する組織 の名称及び所在地	警察庁情報通信局情報管理課 〒100-8929 東京都千代田区霞が関2-1-1
他の法律又はこれに基づ く命令の規定による、処 理情報の内容が記載され た書類本人への交付等	<ul style="list-style-type: none">・1、2、4から11まで、28及び29の各ファイル記録項目の内容は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第9条、第9条及び第9条並びに同法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第19条第1項により運転免許証に記載され、既に本人に交付されている。・12(事案を除く。)から15まで、18、30、3及び32の各ファイル記録項目の内容は、自動車安全運転センター法(昭和50年法律第5号)第29条第2号、第3号及び同法施行規則(昭和50年総理府令第53号)第9条及び第10条により、これらを記載した書面の交付を請求することができる。・19(処分時を除く。)、20、21から24まで及び27の各ファイル記録項目の内容は、道路交通法施行規則第18条の3、第30条、第30条の2、第31条の4、第31条の2又は第31条の4により各種通知書に記載され、既に本人に交付されている。

公示対象個人情報ファイル数

平成 11 年 10 月 1 日現在

保有機関の名称	ファイル数	法適用関係			
		全項目開 示請求対 象	一部項目 他法開示	全項目他 法開示	開示請求 対象外
総理府	6	6			
公正取引委員会	1	1			
警察庁	9	3	6		
総務庁	3	2	1		
北海道開発庁	3	1	2		
防衛庁	9	2			7
科学技術庁	4	3			1
環境庁	3	3			
法務省	356	3	2	351	
司法試験管理委員会	1	1			
外務省	6	5	1		
大蔵省	2				2
国税庁	43	26	11	6	
文部省	628	250			378
厚生省	151	5	4		142
社会保険庁	11			10	1
農林水産省	8	6	2		
食糧庁	282	282			
林野庁	1	1			
水産庁	2	2			
通商産業省	14	3		11	
特許庁	3			3	
運輸省	6		4	1	1
海上保安庁	1	1			
気象庁	1	1			
郵政省	13	1	2	10	
労働省	11	1	4	6	
建設省	18	10	3	5	
合計	1,596	619	42	403	532
構成比(%)	100	38.8	2.6	25.3	33.3

〔参考〕ファイル数の推移

	H1.10.1	H2.9.20	H3.10.1	H4.10.1	H5.10.1	H6.10.1	H7.10.1	H8.10.1	H9.10.1	H10.10.1
ファイル数	1,060	1,094	1,165	1,209	1,272	1,348	1,439	1,499	1,518	1,562
保有機関数	25	26	27	27	28	28	28	28	28	28

平成11年10月1日現在

公示対象個人情報ファイル一覧

保有機関名	ファイル数	全項目開示請求対象	一部項目他法令による開示	全項目他法令による開示	開示請求の対象外
総理府	6	春秋叙勲受章者ファイル 春秋の褒章受章者ファイル 紺綬褒章受章者ファイル 高勲者叙勲受章者ファイル 女性人材データベースシステム 閲覧利用者ファイル			
公正取引委員会	1	図書文献情報ファイル			
警察庁	9	家出入ファイル 風俗営業等行政処分ファイル 二輪車防犯登録ファイル	警備業資格者等ファイル 選任警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者ファイル 猟銃・空気銃管理ファイル 運転者管理ファイル 古物商及び古物市場主管理ファイル 質屋管理ファイル		
総務庁	3	行政種別委員ファイル 局所相談ファイル	恩給等受給者データベース		
北海道開発庁	3	研究論文データベース	道路占用許可マスタファイル 河川占用許可マスタファイル		
防衛庁	9	図書目録データベース[2]			医事データベース 診療データベース 患者別病名マスタファイル 医事データベース 患者別病名ファイル 臨床検査データファイル 投票データファイル カルテファイル
科学技術庁	4	研究者研究課題情報ファイル 放射線受量調査ファイル 所蔵図書目録データベース			
環境庁	3	環境管理有識者データファイル 図書目録データファイル(NIES-BOOK) 水銀貯蔵庫データファイル			
法務省	356	法律文献情報データファイル 図書目録データファイル 図書館利用者データファイル	日本人出国記録マスタファイル 外国人出入国記録マスタファイル	外国人登録記録マスタファイル 不動産登記法第151条ノ2第1項の登記簿[289] 商業登記法第113条の2第1項の商号登記簿[15] 商業登記法第113条の2第1項の未成年者登記簿[15] 商業登記法第113条の2第1項の後見人登記簿[15] 商業登記法第113条の2第1項の支配人登記簿[15] 債権競渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律第2条第1項の債権競渡登記ファイル	
司法試験管理委員会	1	司法試験第二次試験ファイル			
外務省	6	各国・地域副領及び主要国際機関幹部名簿 在日外国公館構成員ファイル 在日外交官用自動車登録ファイル 外国勲章受章者名簿 外国人叙勲名簿	旅券管理マスタファイル		
大蔵省	2				患者データベース[2]
国税庁	43	所得税納税者原簿管理ファイル 贈与特別情報ファイル 漢字ファイル 源泉徴収義務者ファイル 債権管理あて名ファイル 未到来債権管理ファイル 相続税及び贈与税の納税猶予対象者ファイル[2] 相続税及び贈与税の納税猶予対象特別農地等ファイル[2]	税理士名簿ファイル 所得税確定納税額ファイル 消費税ファイル 債権管理ファイル 課税事績情報ファイル 課税事績公的年金情報ファイル 還付管理ファイル 地価申告情報ファイル	税理士試験一部科目合格者名簿ファイル 課税事績加算税情報ファイル 消費税加算税事績ファイル 地価加算税情報ファイル 免許者ファイル 免許事績ファイル	

保有機関名	ファイル数	全項目開示請求対象	一部項目他法令による開示	全項目他法令による開示	開示請求の対象外
		納税地等従属情報ファイル 納税地等必須情報ファイル 納税地等個別情報ファイル 申請書等事績管理ファイル 課税事績みなし法人情報ファイル 決算書等損益情報(一般)ファイル 決算書等損益情報(農業)ファイル 決算書等損益情報(不動産)ファイル 決算書等損益情報(現金主義)ファイル 消費税届出履歴ファイル 消費税申告・決議事績ファイル 消費税中間申告事績ファイル 不服申立事案簡易処理ファイル 販売数量ファイル 自動販売機ファイル 申告承認事績ファイル	不服申立事案管理システム(ファイル) 相続税申告情報 贈与税申告情報ファイル		
文部省	628	国費外国人留学生ファイル 授業料ファイル[74] 授業料代行納付ファイル 学籍管理ファイル[10] 学籍基本情報ファイル 学生マスターファイル 学生基本ファイル 非正規生ファイル 卒業生ファイル 卒業基本ファイル 進路ファイル 就職情報データベース 奨学金ファイル 奨学生ファイル 授業料免除ファイル[4] 学生教育研究災害傷害保険加入者ファイル 車両ファイル 厚生補導ファイル 北海道大学研究者データベース 研究者情報ファイル 図書館利用者ファイル[82] 生命科学文献データベース 数学文献データベース 工学文献・会議論文データベース 経営学文献データベース 科学技術会議文献データベース 生物医学文献データベース 自然科学文献データベース 社会科学文献データベース 人文科学文献データベース 家政学文献索引データベース 分子生物学レビュー文献データベース 経済学文献索引データベース 日本化学会文献情報データベース スラフ世帯研究文献データベース 文化財科学文献データベース 電気化学データベース 化学と教育誌データベース 学術論文データベース第一系(電子) 学術論文データベース第二系(化学)			大学入学資格検定出願者ファイル 教務ファイル[78] 学籍・成績管理ファイル 学籍管理ファイル 履修成績データ 履修・成績ファイル 成績管理ファイル[24] 成績累積ファイル 奨学生申請書ファイル 奨学金ファイル 授業料免除ファイル[11] 健康診断ファイル[17] 放射線取扱者ファイル[2] 入学試験ファイル[92] 入学者選抜方法研究ファイル[26] 患者登録ファイル[53] 給食管理ファイル[13] カルテ管理ファイル[2] 病歴ファイル[7] 放射線フィルム所在ファイル[2] カルテ所在ファイル[3] 検査ファイル[15] 手術ファイル 患者情報ファイル 診療支援情報ファイル 患者病名ファイル 放射線治療ファイル[3] 患者手術ファイル 検査・薬物依頼ファイル 検査結果ファイル 患者診療データベース 入院・外来マスタファイル 心電図ファイル 授業データベース 注射データベース 手術データベース 検査データベース 放射線治療データベース リハビリ実施データベース 看診指示データベース

保有機関名	ファイル数	全項目開示請求対象	一部項目他法令による開示	全項目他法令による開示	開示請求の対象外
		学術論文データベース第五系(理学) 学会発表データベース 科学研究費補助金研究成果概要データベース 民間加成研究成果概要データベース 学位論文索引データベース 学会予稿集電子ファイル 日本建築学会文献索引データベース 日本の医学会会議録データベース データベースディレクトリ 研究者ディレクトリ 民間加成決定課題データベース 海外研究プロジェクトデータベース 化学センサーデータベース 臨床症例データベース 現代邦楽作品データベース 目録所在情報データベース[10] 教育研究所・資料センター刊行論文(CENTER) 教育学系博士・修士学位論文題目(JEDI) 教育ソフトウェア情報(EDUSOFT) 教育工学関係文献(EDTECH) 教育学・心理学・体育学・大学研究紀要関係文献(EDMARS) 教科教育関係文献(KYOKA) 小学校国語教科書情報(BKTEXT) 小学校国語教科書掲載作品情報(BKWORK) 貝塚書跡文献(ARBIBI) 特殊教育実践研究課題データベース(SPEDPT) 所蔵和・洋図書目録データベース(MOKUROKU) 特殊教育関係文献目録データベース(SPEDLT) 図書データベース 和雑誌記事データベース 新聞記事インデックスデータベース 女生学データベース 学習事例データベース 学術誌目次速報データベース 学位論文データベース			診療行為統計ファイル 原爆被災診療データベース 矯正歯科臨床写真データベース 看護ファイル 大学入試センター試験志願者ファイル
厚生省	151	厚生行政科学研究事業課題ファイル 中国残留孤児等照会マスタファイル 中国残留日本人孤児マスタファイル 毒物劇物業者登録ファイル 医薬品・部外品・化粧品業者ファイル	介護年金個人データファイル 介護年金審査データファイル 介護年金受給者データファイル 介護年金支払データファイル		診療報酬明細書ファイル[118] 腎移植希望者登録ファイル 患者マスタファイル 全国がん登録胃がんファイル 全国がん登録悪性リンパ腫ファイル 全国がん登録子宮頸がんファイル 全国がん登録子宮体がんファイル 全国がん登録卵巣がんファイル 全国がん登録乳がんファイル 全国がん登録食道がんファイル 全国がん登録甲状腺悪性腫瘍がんファイル 全国がん登録肺がんファイル 全国がん登録悪性骨腫瘍がんファイル 全国がん登録良性骨腫瘍がんファイル 全国がん登録膀胱がんファイル 全国がん登録膵臓がんファイル 全国がん登録造血器がん腫瘍がんファイル 全国がん登録造血器がん悪性リンパ腫ファイル 全国がん登録造血器がん白血病ファイル 生化学検査ファイル 血液検査ファイル

保有機関名	ファイル数	全項目開示請求対象	一部項目他法令による開示	全項目他法令による開示	開示請求の対象外
社会保険庁	11			基礎年金番号管理ファイル 共済組合員情報ファイル 共済受給権者情報ファイル 国民年金現存被保険者ファイル 国民年金喪失被保険者ファイル 厚生年金保険喪失被保険者ファイル 船員保険被保険者ファイル 年金受給権者ファイル 雇用情報ファイル 介護保険情報ファイル	患者基本情報ファイル 退院患者統計データファイル 追跡調査データファイル 登録者情報ファイル 健康保険・厚生年金保険現存被保険者ファイル
農林水産省	8	農林水産試験研究課題ファイル(RECRAS-II) 日本農学文献記事索引ファイル(JASI) 世界農学文献索引ファイル(AGRIS) 世界水産文献索引ファイル(ASFA) 世界農学文献索引ファイル(CAB) 世界生命科学文献索引ファイル(BIOSIS)	品種登録ファイル 獣医師登録管理ファイル		
食糧庁	282	生産者マスタファイル[282]			
林野庁	1	林業・林産関係国内文献分類目録			
水産庁	2	入試事務処理ファイル 学籍簿管理ファイル			
通商産業省	14	石油製品販売業者ファイル[3]		工業技術院研究項目データベース(ITEM) 工業技術院研究成果データベース(PUBL) 工業技術院工業所有権データベース(TITL) 鉱業権登録ファイル[8]	
特許庁	3			工業所有権出願業務用ファイル 工業所有権登録ファイル 工業所有権審判業務用ファイル	
運輸省	6		自動車登録ファイル 二輪自動車検査ファイル 海支従事者免許原簿 航空従事者ファイル	航空身体検査ファイル	自動車損害賠償保障システムファイル
海上保安庁	1	船舶明細情報ファイル			
気象庁	1	技術文献情報ファイル			
郵政省	13	郵政事業消費者情報ファイル	アマチュア無線局ファイル パーソナル無線ファイル	通常貯金原簿ファイル 積立貯金原簿ファイル 定期貯金原簿ファイル 郵便貯金原簿ファイル 郵便貯金口座ファイル 国債等の原簿ファイル 簡易保険契約原簿ファイル 工事担任者ファイル 電気通信主任技術者ファイル 無線従事者ファイル	
労働省	11	特定求職者雇用開発助成金支給ファイル	労働者災害補償保険年金受給権者ファイル 労働安全衛生法による新免許台帳 雇用保険被保険者ファイル 労働者災害補償保険被災者一元管理台帳	労働安全衛生法による旧免許台帳 雇用保険支給台帳 高年層雇用促進給付台帳 育児休業給付台帳 教育訓練給付台帳 介護休業給付台帳	
建設省	18	国際道路研究文献集録ファイル(IRRD) 建設技術文献ファイル[8] 文献検索ファイル	建設業許可情報ファイル 一級建築士登録マスタファイル 測量士・測量士補登録マスタファイル	道路占用許可ファイル[4] 宅地建物取引業者免許情報ファイル	
合計	1,596	619	42	403	532

ファイル保有目的外の利用・提供の状況(平成10年度)

行政機関名	個人情報ファイルの名称	利用・提供先	根拠区分	備考
総務庁	恩給等受給者データベース	平和祈念事業特別基金	4号	支給要件の確認
法務省	外国人出入国記録マスタファイル	大蔵省(税関)	3号	関税法違反事件の処理
	外国人登録記録マスタファイル	大蔵省(税関)	3号	関税法違反事件の処理
	日本人出帰国記録マスタファイル	大蔵省(税関)	3号	関税法違反事件の処理
	日本人出帰国記録マスタファイル	外務省	3号	旅券発給事務の処理
外務省	旅券管理マスタファイル	外務大臣官房領事移住部邦人保護課・同邦人特別対策室	2号	邦人保護に係る身元確認
	旅券管理マスタファイル	法務省入国管理局	3号	不正行為の防止
国税庁	所得税確定納税額ファイル	地方公共団体	3号	個人住民税等の課税資料作成
	所得税納税者原簿管理ファイル	地方公共団体	3号	住民税申告書発送関係資料作成
	漢字ファイル	地方公共団体	3号	住民税申告書発送関係資料作成
	課税実績情報ファイル	地方公共団体	3号	個人住民税等の課税資料作成
	納税地等必須情報ファイル	地方公共団体	3号	個人事業税等に係る内部処理簡略化
	納税地等従属情報ファイル	地方公共団体	3号	個人事業税等に係る内部処理簡略化
文部省	学籍管理ファイル(国立大学)	学内	2号	授業料債権管理等
	教務ファイル(国立大学)	学内	2号	奨学金、授業料免除事務処理等
	授業料ファイル(国立大学)	学内	2号	学籍簿作成
	入学試験ファイル(国立大学)	学内	2号	新入生データ作成等
	患者登録ファイル(国立大学)	学内	2号	学術研究
厚生省	援護年金個人データファイル	国民金融公庫、沖縄振興開発金融公庫	1号	処理情報本人の同意
	援護年金受給者データファイル	国民金融公庫、沖縄振興開発金融公庫	1号	処理情報本人の同意
	援護年金支払データファイル	国民金融公庫、沖縄振興開発金融公庫	1号	処理情報本人の同意
社会保険庁	国民年金現存被保険者ファイル	年金福祉事業団	3号	貸付要件の確認
	国民年金現存被保険者ファイル	国民年金基金連合会	4号	処理情報の本人の利益
	厚生年金保険喪失被保険者ファイル	年金福祉事業団	3号	貸付要件の確認
	厚生年金保険喪失被保険者ファイル	厚生年金基金連合会	4号	処理情報の本人の利益
	船員保険被保険者ファイル	年金福祉事業団	3号	貸付要件の確認
	年金受給権者ファイル	年金福祉事業団	3号	貸付要件の確認
	年金受給権者ファイル	厚生年金基金連合会	4号	処理情報の本人の利益
運輸省	二輪自動車検査ファイル	(財)自動車検査登録協会の	4号	処理情報の本人の利益
労働省	労働者災害補償保険年金受給権者ファイル	労働福祉事業団	3号	貸付要件の確認

労働者災害補償保険年金受給権者ファイル	(財) 労災ケアセンター	4号	処理情報の本人の利益
労働者災害補償保険年金受給権者ファイル	(財) 労災年金福祉協会	4号	処理情報の本人の利益
雇用保険支給台帳	厚生省(社会保険庁)	3号	併給調整
高年齢雇用継続給付台帳	厚生省(社会保険庁)	3号	併給調整

注) 根拠区分欄の「1号」は法第9条第2項第1号(本人の同意等)、「2号」は同第2号(内部利用)、「3号」は同第3号(行政機関等への提供)、「4号」は同第4号(統計、学術研究目的等)を示

個人情報ファイル別開示請求の状況

参考5

保有機関	個人情報ファイルの名称	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度
警察庁	運転者管理ファイル	1	2	1	3			1		
	選任警備員指導教育責任者及び選任機械警備業務管理者ファイル					1				
法務省	日本人出帰国記録マスタファイル	123	402	435	387	396	460	484	486	501
	外国人出入国記録マスタファイル	14	48	53	52	60	130	170	205	243
司法試験管理委員会	司法試験第二次試験ファイル						6	5	3	3
外務省	旅券管理マスタファイル		1							
国税庁	税理士名簿ファイル						1			1
	所得税確定納税額ファイル		1				1			
	所得税納税者原簿管理ファイル		1				1			
	みなし法人課税選択者ファイル						1			
	消費税届出履歴ファイル									1
	消費税申告・決議事績ファイル									1
	消費税中間申告事績ファイル									1
	漢字ファイル		1				1			
	消費税ファイル						1			
	相続税及び贈与税の納税猶予対象者ファイル		1							
	相続税及び贈与税の納税猶予対象特例農地等ファイル		1							
	債権管理ファイル		2				1			
	債権管理あて名ファイル						1			
	延納あて名ファイル						1			
	未到来債権管理ファイル						1			
源泉徴収義務者ファイル		2				1			1	
	計	138	462	489	442	457	607	660	694	752

行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律(昭和63年12月16日法律第95号)

改正 平成11年12月8日法律第151号

目次

- 第1章 総則(第1条 - 第3条)
 - 第2章 個人情報の電子計算機処理(第4条 - 第12条)
 - 第3章 処理情報の開示及び訂正等(第13条 - 第19条)
 - 第4章 雑則(第20条 - 第27条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、行政機関における個人情報の電子計算機による処理の進展にかんがみ、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 行政機関 次に掲げる機関をいう。
 - イ 国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項に規定する国の行政機関として置かれる機関(口の政令で定める特別の機関が置かれる機関にあつては、当該特別の機関を除く。)及び法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関
 - ロ 国家行政組織法第8条の3の特別の機関のうち政令で定めるもの
- 二 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。)をいう。ただし、法人その他の団体に關して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。
- 三 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成し、又は文書図画の内容を記録するための処理その他の政令で定める処理を除く。
- 四 個人情報ファイル 一定の事務の目的を達成するために体系的に構成された個人情報の集合物であつて、電子計算機処理を行うため磁気テープ、磁気ディスクその他これらに

準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気テープ等」という。)に記録されたものをいう。

- 五 処理情報 個人情報ファイルに記録されている個人情報をいう。
- 六 処理情報の本人 処理情報において識別される個人のうち、電子計算機処理上他の個人の氏名、生年月日その他の記述又は他の個人別に付された番号、記号その他の符号によらないで検索し得るものをいう。

(適用除外)

第3条 統計法(昭和22年法律第18号)第2条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報及び同法第8条第1項の規定により総務庁長官に届け出られた統計調査によつて集められた個人情報並びに統計報告調整法(昭和27年法律第148号)の規定により総務庁長官の承認を受けた統計報告(同法第4条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。)の徴集によつて得られた個人情報については、この法律の規定は、適用しない。

第2章 個人情報の電子計算機処理

(個人情報ファイルの保有)

- 第4条 行政機関は、個人情報ファイルを保有する(自らの事務の用に供するため個人情報ファイルを作成し、又は取得し、及び維持管理することをいい、個人情報の電子計算機処理の全部又は一部を他に委託してする場合を含み、他からその委託を受けてする場合を含まない。以下同じ。)に当たつては、法律の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、できる限りその目的を特定しなければならない。
- 2 個人情報ファイルに記録される項目(以下「ファイル記録項目」という。)の範囲及び処理情報の本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(以下「ファイル記録範囲」という。)は、前項の規定により特定された個人情報ファイルを保有する目的(以下「ファイル保有目的」という。)を達成するため必要な限度を超えないものでなければならない。

(個人情報の安全確保等)

- 第5条 行政機関が個人情報の電子計算機処理又はせん孔業務その他の情報の入力のための準備作業若しくは磁気テープ等の保管(以下「個人情報の電子計算機処理等」という。)を行うに当たつては、当該行政機関の長(第2条第1号口の政令で定める特別の機関にあつては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。)は、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置(以下「安全確保の措置」という。)を講ずるよう努めなければならない。
- 2 個人情報ファイルを保有する行政機関(以下

「保有機関」という。)の長は、ファイル保有目的に必要な範囲内で、処理情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第6条 行政機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、総務庁長官に対し、次の各号に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときは、変更する事項についても、同様とする。

- 一 個人情報ファイルの名称
 - 二 保有機関の名称及び個人情報ファイルが使用に供される事務をつかさどる組織の名称
 - 三 ファイル保有目的
 - 四 ファイル記録項目及びファイル記録範囲
 - 五 処理情報の収集方法
 - 六 処理情報を保有機関以外の者に経常的に提供する場合、その提供先
 - 七 次条第1項の規定により個人情報ファイル簿に掲載される個人情報ファイル(第13条第1項ただし書に掲げるもの及び第19条の規定により全部の処理情報について第13条第1項本文の規定が適用されないこととなるものを除く。)にあつては、第13条第1項本文の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
 - 八 次条第2項の規定に基づきファイル記録項目の一部若しくは第5号若しくは第6号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は同条第3項の規定に基づき個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨
 - 九 第13条第1項ただし書に該当するため同項本文の請求ができない個人情報ファイルにあつては、その旨
 - 十 他の法律又はこれに基づく命令の規定により、処理情報の内容の全部若しくは一部が免許証、許可証、通知書その他の書類に記載され、これらが既に処理情報の本人に交付されているとき、処理情報の内容の全部若しくは一部が公表され若しくは閲覧に供されているとき、処理情報の本人が処理情報の内容の全部若しくは一部を知らせるべき旨の請求をすることができるとき、又は第13条第1項本文の規定が適用される処理情報についてその内容の全部若しくは一部の訂正、追加若しくは削除(以下「訂正等」という。)に関し特別の手續が定められているときは、その旨及び当該法律又は命令の名称
 - 十一 その他政令で定める事項
- 2 前項の規定は、次の各号に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- 一 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報フ

ファイル

- 二 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル
 - 三 行政機関の職員又は職員であつた者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(行政機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)
 - 四 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
 - 五 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている処理情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、そのファイル保有目的、ファイル記録項目及びファイル記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - 六 1年以内に消去することとなる処理情報のみを記録する個人情報ファイル
 - 七 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する処理情報を記録した個人情報ファイルであつて、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
 - 八 職員が単独で作成する個人情報ファイルであつて、処理情報を専ら自己の職務の遂行のために保有機関の内部で使用するもの
 - 九 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであつて、処理情報を専ら当該学術研究の目的のために使用するもの
 - 十 処理情報の本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイルであつて、処理情報を保有機関以外の者に提供することが予定されていないもの
 - 十一 第3号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル
- 3 保有機関の長(第2条第1号口の政令で定める特別の機関にあつては、第5条第1項の政令で定める者をいう。以下同じ。)は、第1項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該保有機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第10号に該当するに至つたときは、遅滞なく、総務庁長官に対しその旨を通知しなければならない。

(個人情報ファイル簿の作成及び閲覧)

第7条 保有機関の長は、政令で定めるところにより、当該保有機関が保有している個人情報ファイル(前条第2項各号に掲げるものを除く。)について、それぞれ同条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項を記載した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」とい

う。)を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、保有機関の長は、ファイル記録項目の一部又は前条第1項第5号若しくは第6号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載することにより、ファイル保有目的に係る事務の適正な遂行を著しく阻害するおそれがあると認めるときは、そのファイル記録項目の一部又は事項を記載しないことができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、保有機関の長は、次の各号に掲げる事務のいずれかに使用される個人情報ファイルについて、当該個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、ファイル保有目的に係る事務の適正な遂行を著しく阻害するおそれがあると認めるときは、これを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。
 - 一 犯罪の予防に関する事務
 - 二 国際捜査共助に関する事務
 - 三 勾留の執行、矯正又は更生保護に関する事務
 - 四 出入国の管理若しくは難民の認定又は査証に関する事務
 - 五 租税の賦課又は徴収に関する事務
 - 六 前各号に掲げる事務に準ずるものとして政令で定める事務

(個人情報ファイルの公示)

- 第8条 総務庁長官は、第6条第1項の規定による通知を受けた個人情報ファイルについて、少なくとも毎年1回、同項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項を官報で公示するものとする。ただし、同条第3項の規定による通知があつた個人情報ファイルについては、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、総務庁長官は、次の各号に掲げる個人情報ファイルについては、当該各号に掲げるファイル記録項目の一部又は事項の公示をしないものとする。
 - 一 前条第2項の規定に基づきファイル記録項目の一部又は第6条第1項第5号若しくは第6号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載しないこととされた個人情報ファイル 当該記載しないこととされたファイル記録項目の一部又は事項
 - 二 前条第3項の規定に基づき個人情報ファイル簿に掲載しないこととされた個人情報ファイル 前項に規定する事項
- 3 第1項の規定にかかわらず、総務庁長官は、前回の公示後、第6条第1項の規定による変更する事項の通知がないときは、その個人情報ファイルについては、第1項の規定による公示をしないことができる。
- 4 総務庁長官は、第1項の規定による公示を行つた個人情報ファイルについて、前回の公示後、第6条第3項の規定による通知を受けたときは、第1項の規定による公示の際当該通知の内容を

併せて公示するものとする。

(処理情報の利用及び提供の制限)

- 第9条 処理情報は、法律の規定に基づき、保有機関の内部において利用し、又は保有機関以外の者に提供しなければならないときを除き、ファイル保有目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、保有機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ファイル保有目的以外の目的のために処理情報を利用し、又は提供することができる。ただし、処理情報をファイル保有目的以外の目的のために利用し、又は提供することによつて、処理情報の本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
 - 一 処理情報の本人の同意があるとき、又は処理情報の本人に提供するとき。
 - 二 保有機関が法律の定める所掌事務の遂行に必要な限度で処理情報を内部で利用する場合であつて、当該処理情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
 - 三 保有機関以外の行政機関、地方公共団体又は法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人(総務庁設置法(昭和58年法律第79号)第4条第11号の規定の適用を受けない法人を除く。以下「特殊法人」という。)に処理情報を提供する場合において、処理情報の提供を受ける者(以下「受領者」という。)が、法律の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で処理情報を使用し、かつ、当該処理情報を使用することについて相当な理由のあるとき。
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために処理情報を提供するとき、処理情報の本人以外の者に提供することが明らかに処理情報の本人の利益になるときその他処理情報を提供することについて特別の理由のあるとき。
- 3 前項の規定は、処理情報の利用又は提供を制限する他の法律の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 保有機関の長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、処理情報のファイル保有目的以外の目的のための保有機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

(受領者に対する措置要求)

- 第10条 保有機関の長は、前条第2項の規定に基づき、処理情報を同項第3号又は第4号に掲げる者に提供する場合において、必要があると認めるときは、受領者に対し、提供に係る処理情報について、その使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又は安全確保

の措置を講ずることを求めるものとする。

- 2 前項の規定により、前条第2項第3号に掲げる者に対し制限を付し、又は必要な措置を講ずることを求めるに当たっては、保有機関の長は、これらの者の事務又は業務の遂行を不当に阻害することのないよう留意するものとする。

(個人情報の電子計算機処理等の受託者の責務)

- 第11条 第5条第1項の規定は、行政機関から個人情報の電子計算機処理等の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(個人情報の電子計算機処理等に従事する者の義務)

- 第12条 個人情報の電子計算機処理等を行う行政機関の職員若しくは職員であつた者又は前条の受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第3章 処理情報の開示及び訂正等

(処理情報の開示)

- 第13条 何人も、保有機関の長に対し、自己を処理情報の本人とする処理情報(個人情報ファイル簿に掲載されていない個人情報ファイルに記載されているもの及び第7条第2項の規定に基づき個人情報ファイル簿に記載しないこととされたファイル記録項目を除く。)について、書面により、その開示(処理情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を請求することができる。ただし、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校における成績の評価又は入学者の選抜に関する事項を記録する個人情報ファイル、病院、診療所又は助産所における診療に関する事項を記録する個人情報ファイル及び刑事事件に係る裁判若しくは検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分又は刑の執行に関する事項を記録する個人情報ファイルについては、この限りでない。
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わつて前項の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。
- 3 保有機関の長は、開示請求があつたときは、次条第1項に掲げる場合を除き、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、書面により、当該開示請求に係る処理情報について開示をしなければならない。ただし、開示請求者の同意があるときは、書面以外の方法により開示をすることができる。

(処理情報の不開示)

- 第14条 保有機関の長は、開示請求に係る処理情報について開示をすることにより、次の各号のいずれかに該当することとなると認める場合

には、当該処理情報の全部又は一部について開示をしないことができる。

- 一 次に掲げる事務のいずれかの適正な遂行に支障を及ぼすこと。
 - イ 第7条第3項第1号から第5号までに掲げる事務
 - ロ 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持に関する事務
 - ハ 立入検査その他の法律の規定に基づく調査権の行使に関する事務
 - ニ 学識技能に関する試験、資格等の審査、補償金、給付金等の算定その他これらに準ずる評価又は判断に関する事務
 - ホ イからニまでに掲げる事務に準ずるものとして政令で定める事務
- 二 処理情報が第三者から取得した情報に係るものである場合において、保有機関と当該第三者との協力関係又は信頼関係を損なうこと。
- 三 個人の生命、身体、財産その他の利益を害すること。

- 2 保有機関の長は、前項の規定に基づき処理情報の全部又は一部について開示をしない旨の決定(以下「不開示決定」という。)をしたときは、その旨及び理由を記載した書面を開示請求者に交付しなければならない。

(開示等の期限)

- 第15条 第13条第3項の開示又は不開示決定(以下この条において「開示等」という。)は、開示請求を受理した日から起算して30日以内にしなければならない。
- 2 保有機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由により前項に規定する期間内に開示等を行うことができないときは、開示等を行うことができるに至つた後遅滞なくこれをすれば足りる。この場合において、保有機関の長は、同項に規定する期間内に、開示請求者に対し、同項の期間内に開示等を行うことができない理由及び開示等の期限を書面により通知しなければならない。
- 3 開示請求者は、第1項に規定する期間内(前項の規定により開示等の期限が通知された場合にあつては当該期限まで)に開示等がなされないときは、不開示決定があつたものとみなすことができる。

(手数料等)

- 第16条 開示請求をする者は、政令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。
- 2 開示請求をする者は、政令で定める場合を除き、前項の手数料のほか郵送料を納付して、第13条第3項の書面の送付を請求することができる。

(処理情報の訂正等)

- 第17条 保有機関の長は、第13条第3項の規定による開示を受けた者から、書面により、開示に係る処理情報の訂正等の申出があつたときは、申出に係る処理情報の内容の訂正等に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、ファイル保有目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を申出をした者に対し、書面で通知するものとする。
- 2 前項の規定に基づき訂正等の申出をした者は、同項の通知の内容に不服があるときは、保有機関の長に対し、再調査の申出をすることができる。
- 3 第1項の規定は、前項の申出があつた場合について準用する。

(政令への委任)

- 第18条 第13条第1項、第14条第2項、第15条第2項及び前条第1項の書面の記載事項、第13条第2項の規定による法定代理人の開示請求に必要な書類、開示請求者が開示請求に係る処理情報の本人であることを確認するために必要な手續その他開示請求、開示の方法及び処理情報の訂正等に関し必要な事項は、政令で定める。

(他の法律との関係)

- 第19条 他の法律又はこれに基づく命令の規定により、処理情報の内容の全部若しくは一部が免許証、許可証、通知書その他の書類に記載されこれらが既に処理情報の本人に交付されているとき、処理情報の内容の全部若しくは一部が公表され若しくは閲覧に供されているとき、又は処理情報の本人が処理情報の内容の全部若しくは一部を知らせるべき旨の請求をすることができるときは、当該全部又は一部の処理情報については、第13条第1項本文の規定を適用しない。

第4章 雑則

(苦情処理)

- 第20条 保有機関の長は、処理情報の利用、提供若しくは開示又は処理情報の訂正等の申出に係る苦情その他処理情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(資料の提出及び説明の要求)

- 第21条 総務庁長官は、行政機関における個人情報の電子計算機処理等に関する事務の実施状況について必要があると認めるときは、行政機関の長に対し資料の提出及び説明を求めることができる。

(意見の陳述)

- 第22条 総務庁長官は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の取

扱いに関し、内閣総理大臣又は行政機関の長に対し意見を述べることができる。

(権限又は事務の委任)

- 第23条 保有機関の長は、政令(内閣の所轄の下に置かれる機関にあつては、当該機関の命令)で定めるところにより、第9条第2項、第10条第1項、第13条、第14条、第15条第2項及び第17条第1項に規定する権限又は事務を当該保有機関の職員に委任することができる。

(政令への委任)

- 第24条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

- 第25条 偽りその他不正の手段により、第13条第3項の規定による開示を受けた者は、10万円以下の過料に処する。

(地方公共団体の施策)

- 第26条 地方公共団体は、個人情報の電子計算機処理等を行う場合には、この法律の規定に基づく国の施策に留意しつつ、個人情報の適切な取扱いを確保するため必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

(特殊法人の講ずる措置)

- 第27条 特殊法人は、個人情報の電子計算機処理等を行う場合には、この法律の規定に基づく国の施策に留意しつつ、個人情報の適切な取扱いを確保するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第3章及び第23条(同条中第9条第2項及び第10条第1項に係る部分を除く。)の規定は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(本文の規定は、平成元年政令第259号で同年10月1日から施行。ただし書の規定は、平成2年政令第241号で同年10月1日から施行。)

(経過措置)

- 第2条 この法律の施行の際現に行政機関が保有している個人情報ファイルについての第6条第1項及び第8条第1項の規定の適用については、第6条第1項中「保有しようとする」とあるのは「保有する」と、「あらかじめ」とあるのは「この法律の施行後遅滞なく」と、第8条第1項中「少なくとも毎年1回」とあるのは「当該通知を受けた後遅滞なく」とする。

第3条 統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律（昭和63年法律第96号。以下「改正統計法」という。）附則第2条第1項に規定する既存統計報告（同条第3項の規定により既存統計報告とみなされたものを含む。）については、この法律の施行の日から起算して1年を経過するまでの間は、この法律の規定は、適用しない。この場合における前条の規定の適用については、「この法律の施行後遅滞なく」とあるのは、「この法律の施行の日から起算して1年を経過した後遅滞なく」とする。

2 改正統計法附則第2条第1項の規定による届出のあつた統計報告（専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。）については、この法律の規定は、適用しない。

附 則（平成11年12月8日法律第151号）抄
（施行期日）

第1条 この法律は、平成12年4月1日から施行する。〔後略〕

第4条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の安全・正確性確保の措置に関する指針

(平成元年9月29日総管第245号 総務事務次官通知(別紙))

この「指針」は、各行政機関の長が、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律(昭和63年法律第95号。以下「法」という。)第5条の規定に基づき、個人情報の安全・正確性の確保を図るため、電子計算機処理の実態・規模等に応じて必要と認める措置を講ずる際の参考に資するため取りまとめたものである。

第1 対象及び用語の意義

- 1 この指針の対象は、法の規定が適用される個人情報である。
- 2 この指針における用語の意義は、法第2条及び第5条の定めるところによる。

第2 管理体制

1 保護管理者

各保有機関の長は、個人情報及びその処理に係るプログラムファイル、ドキュメント等(以下「個人情報等」という。)を的確に管理するため、個人情報の電子計算機処理等に係る業務を担当する課室の長又はこれに代わる者を保護管理者(1人又は複数人)に指定する。

2 保護担当者

保護管理者は、その事務の一部を担当させるため、保護担当者を指定する。

3 安全確保等のための委員会の開催

各保有機関の長は、個人情報等の適切な管理を推進するため必要と認める場合は、関係職員を構成員とする委員会を設け、これを定期的に又は随時、開催する。

4 監査

各保有機関の長は、監査体制等を整備し、個人情報等の管理の状況等につき、定期的に又は随時、監査(必要な改善措置を含む。)を行う。

5 責任の明確化

保護管理者は、個人情報の電子計算機処理等に係る業務を適正に運営するため、各処理等に従事する者の事務の範囲及びその責任を明確にする。

6 非常時における対応措置とその周知

保護管理者は、個人情報の電子計算機処理等に係る業務において、通常時のほか災害時等の非常時における運用等に関する必要な事項を定めるとともに、その内容を関係職員に周知徹底する。

第3 研修

- 1 保護管理者は、電子計算機、端末機等の管理、運用又は使用に携わる職員等に対し、個人情報保護に関する意識の高揚を図るための研修を行う。
- 2 保護管理者は、電子計算機、端末機等の管理、運用又は使用に携わる職員等に対し、通常時及び災害時等の非常時における安全・正確性の確保措置の研修を行う。

第4 個人情報の管理

1 入出力の帳票及び媒体の管理

- (1) 入出力の帳票及び媒体の保管管理は、保護担当者が行う。
- (2) 保護担当者は、入出力の帳票及び媒体の受払い及び保管に関し、必要な事項を台帳等に記録し、定期的に又は随時、点検を行う。
- (3) 保護担当者は、入力用の原票及び媒体につき、受入れに際して必要な確認措置を講ずるとともに、処理後の返却、所定の場所への格納又は廃棄の措置を講ずる。
- (4) 保護担当者は、個人情報ファイルの保有目的に応じて、入力時の個人情報相互間の照合、処理前後の確認、既存の個人情報との照合等の措置を講ずる。
- (5) 保護管理者は、出力の帳票及び媒体の引渡し、保管等の取扱いについて、引渡し者の確認、保管期間の設定等の手続を定める。
- (6) 保護管理者は、入出力の帳票及び媒体の搬送について、搬送先の確認等の手続を定める。
- (7) 保護管理者は、個人情報の誤り等を発見した場合の訂正等について、その内容に応じて原課室の長の承認を得て行うなどの手続を定める。

2 処理情報、個人情報ファイル及びプログラムファイルの管理

- (1) 個人情報ファイル及びこれに係るプログラムファイルのうち保護管理者の指定するもの（以下「個人情報ファイル等」という。）の保管管理は、保護担当者が行う。
- (2) 保護担当者は、個人情報ファイル等について、受払い及び保管に関する必要な事項を台帳等に記録する。
- (3) 保護担当者は、個人情報ファイル等の障害の有無等につき、定期的に又は随時、点検を行い、必要な改善措置を講ずる。
- (4) 保護担当者は、個人情報ファイル等の重要度に応じ、予備ファイルを作成し、分散保管する等の措置を講ずる。
- (5) 保護担当者は、個人情報ファイル等について、定められた場所に保管するとともに、その重要度に応じ、耐火金庫への保管、施錠などの措置を講ずる。
- (6) 保護管理者は、個人情報ファイル等の全部又は一部の複写、個人情報ファイル等の廃棄、磁気テープ等のクリーニング等について、その手続を定める。
- (7) 保護管理者は、処理情報の秘匿性等その内容に応じ、処理情報及び個人情報ファイルのアクセス資格及びアクセスレベルをチェックする機能等のアクセス制御措置を講ずるとともに、当該機能の正常性を確認する措置を講ずる。
- (8) 保護管理者は、処理情報の秘匿性等その内容に応じ、処理情報の暗号化等の措置を講ずる。
- (9) 保護管理者は、必要に応じ処理情報及び個人情報ファイルのアクセスモニタリング機能を設けるとともに、その記録を定期的に又は随時、分析する等の措置を講ずる。
- (10) 保護管理者は、個人情報が分散処理システムで取り扱われる場合は、必要に応じ、個人情報ファイル等の世代確認、管理元ファイルとのファイル内容が同一であることの確認等の措置を講ずる。
- (11) 保護管理者は、原課室の長と協議の上、処理情報及び個人情報ファイル等について保存期間を定めるとともに、適正な更新、必要ないと認められる時の削除などの措置を講ずる。

第5 ドキュメントの管理

- 1 保護管理者は、システム設計書、オペレーション手引書、プログラム説明書、コードブックなどのドキュメントのうち外部に知られることを適当としないものを指定するとともに、所定の場所に保管する等の措置を講ずる。
- 2 保護管理者は、指定したドキュメントの外部への持ち出し、複写、廃棄等について、その管理上必要な手続を定める。
- 3 指定されたドキュメントの保管管理は、保護担当者が行い、定期的に又は随時、点検を行う。

第6 オペレーションの管理

1 電子計算機

- (1) オペレーションは、保護管理者又は保護担当者の指示又は承認を受けた者が行い、必要に応じ複数人で行う。
- (2) オペレーションは、月間計画書、週間計画書等に従って行い、保護担当者は、その実績を記録し、計画との照合等の措置を講ずる。
- (3) 保護管理者は、オペレーションの実施報告を求め、実施内容を点検する等オペレーションの実施状況を確認する措置を講ずる。
- (4) 保護管理者は、計画外のオペレーションの依頼、承認等の手続を定める。

2 端末機

- (1) 保護管理者は、端末機の管理の責任者を指定する。
- (2) 端末機は、管理の責任者の指示又は承認を受けた者が取り扱う。
- (3) 保護管理者は、端末機の使用状況の把握等のため必要な措置を講ずる。
- (4) 保護管理者は、端末機の使用に関し、必要に応じ、パスワード、識別カード等を設けるとともに、それらの管理方法（登録、発行、更新、保管等）の設定及びその定期的又は随時の見直しの実施、見読防止などの措置を講ずる。
- (5) 保護管理者は、個人情報の秘匿性等その内容に応じ、特定の処理を特定端末機に限定する等の措置を講ずる。

第7 電子計算機室、ドキュメント・個人情報ファイル等の保管施設の管理及び保安

1 入退室管理

- (1) 保護管理者は、必要に応じ、電子計算機室並びにドキュメント及び個人情報ファイル等の保管施設（以下「電子計算機室等」という。）の入室資格者を定めるとともに、用件の確認、入退室の記録、部外者についての識別化、職員の立会い等の措置を講ずる。
- (2) 保護管理者は、必要に応じ、電子計算機室等の出入口の特定化による入退管理の容易化、所在表示の制限などの措置を講ずる。
- (3) 保護管理者は、機械により入退管理を行っている場合、パスワード、識別カード等を設けるとともに、それらの管理方法（登録、発行、更新、保管等）の設定及びその定期的又は随時の見直しの実施、見読防止などの措置を講ずる。

2 保安設備

- (1) 不正・犯罪に備え、必要に応じ、電子計算機室等に防犯ベルの設置、監視設備等の防犯措置を講ずる。
- (2) 災害に備え、必要に応じ、防火、防煙、防水、耐震等を考慮して電子計算機室等の設置場所を選定するなどの所要の保安措置を講ずる。

3 事故発生時の対策

- (1) 保護管理者は、事故が発生した場合、速やかに事故の経緯、被害状況等を調査し、復旧のための措置を講ずる。
- (2) 保護管理者は、事故の原因分析に努め、必要な再発防止等の措置を講ずる。

第8 処理情報の提供及び業務の委託等

1 処理情報の提供

- (1) 法第9条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関以外の者に処理情報を提供する場合、原則として、提供先の使用目的、使用業務の根拠法令、使用する記録範囲・項目、使用形態等について覚書等を取り交わす。
- (2) 行政機関以外の者に処理情報を提供する場合は、安全確保の措置を要求するとともに、必要に応じ提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認し、提供の状況、安全確保の措置要求及びその結果等を記録する。

2 業務の委託等

- (1) 個人情報の電子計算機処理等を外部に委託する場合には、契約書に、善良なる管理者の注意義務、秘密保持義務及び安全確保の措置の義務を明記するとともに、次の事項を覚書等で取り交わすなどの措置を講ずる。
 - 再委託に関する事項
 - 個人情報の使用及び第三者への提供に関する事項
 - 個人情報ファイルの複写に関する事項
 - 個人情報の管理状況についての検査に関する事項
 - 事故等の発生時における報告に関する事項
 - 違反した場合における契約解除の措置その他必要な事項
- (2) 個人情報の電子計算機処理等を派遣労働者によって行わせる場合、派遣事業者と秘密保持等個人情報の適正な取扱いに関する事項を労働者派遣契約書に盛り込む。